

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	全員協議会室
		担当職員	小野
日 時	令和2年10月15日(木曜日)	開 議	午後 2 時 00 分
		閉 議	午後 3 時 36 分
出席委員	◎並河 ○大塚 長澤 富谷 平本 三宅 小松 西口		
理事者 出席者	【健康福祉部】河原部長 [障がい福祉課] 木村課長、石津地域生活支援係長 [高齢福祉課] 山内課長、松本副課長		
事務局	小野主任		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 1名	議員1名(小川議員)

会 議 の 概 要

1 開 議 1 4 : 0 0

2 行政報告

[理事者入室] 健康福祉部

(1) 障害者日中一時支援事業業務委託費の返還について 1 4 : 0 2

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<障がい福祉課長>

(資料に基づき説明)

[質疑]

<西口委員>

原因の詳細を説明していただきたい。

<障がい福祉課長>

国の事業にも似たものがあり、亀岡市の制度と誤認されていた。実績報告などの書類に基づく監査結果に問題はなかったが、現地で聞き取りなどを行ったところ、市と事業者に認識の違いがあることがわかった。

<健康福祉部長>

この事業では、障がい者1人に対し支援者が1人必要であり、その経費に対して委託費を支出している。事業者から亀岡市に提出される書類上は問題なかったが、南丹圏域(亀岡市、南丹市、京丹波町)で書類を突き合わせると同一の人物が、南丹市、京丹波町でも支援を行っていることが、今年の1月に分かった。

<小松委員>

この事業者の対応は悪質であったのか。また、この事業所と契約を打ち切っているが、その理由は。

<障がい福祉課長>

この内容が発覚し事業者と協議をしたところ、本来の体制をとることが厳しいということが判明したので、契約を打ち切った。

<小松委員>

当初契約した際には、亀岡市から事業者に対し条件を提示し、その内容を承知したうえで事業を実施していると思うが、今回はその条件で実施することができなかったということか。

<障がい福祉課長>

体制の整備を図っていたが、人員の確保ができなかったということである。

<小松委員>

事業者は、本来の体制がとれず事業実施が難しくなくなった時点で、市に対して報告するべきだと思うが、その報告は求めていなかったのか。

<健康福祉部長>

事業者の制度に対する錯誤であると思っている。サービスは実施していたので、悪質性はなかったと認識している。事業者に説明を求め、その内容を2市1町で確認した。今年度当初から契約した理由は、急に契約を打ち切ると利用者に迷惑が生じることと、昨年度分の監査は既に行ったが、それ以前の内容についても監査を実施するために契約を行った。10月以降も体制が整っていれば委託を再開したかったが、事業者から人員体制の問題で実施することができないと申し出があった。市としては、このことを利用者に説明し、次の事業者に繋ぐとともに、この事業者に対しては、過誤分の返金を求めたいと考えている。将来的にこの事業者が過誤分の返金できれば、また改めて委託することもありうると考えている。

<平本委員>

現状31人がこの事業所でサービスを利用され、20人は他の事業所でサービスを受けられると説明があったが、残りの11人は家族の見守りなどで利用を控えることがあったが、これはやむを得ず利用を控えられるのか、本人や家族の希望で控えられるのか。

<障がい福祉課長>

11人の状況を確認しているが、本人や家族の意向で次の事業所が決まるまでの間は、サービスを利用しなくてもよいと聞いている。

<平本委員>

この11人がサービスを利用したいと言われた場合、受け入れができる事業所はあるか。

<障がい福祉課長>

枠としては受け入れることができると聞いている。

<長澤委員>

今回対象となっている事業者は、この事業以外の障がいサービスや福祉事業も行っているのか。

<障がい福祉課長>

母体が法人であり、他にも福祉事業を行っている。

<三宅委員>

事業所の受け入れ可能人数とサービス利用希望者のバランスはどうなっているか。

<障がい福祉課長>

当該事業所では、結果的に支援者が不足していたが、他の事業者では充足していると認識している。

<三宅委員>

サービス利用者の増減の推移は。

<障がい福祉課長>

若干ではあるが増加傾向にある。

<大塚副委員長>

支援者は資格を有する必要があるか。

<障がい福祉課長>

見守りという観点の事業であり、療育的な部分や医療的行為はないため、資格は必要としていない。

<並河委員長>

サービスを利用されたい方に、受け入れ事業所を案内してもらえるような場所はあるか。

<障がい福祉課長>

計画相談事業所というところに事業を委託しており、市内に7カ所ある。

(2) 亀岡市地域包括支援センター（中部圏域）運営法人に係る募集結果について

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

[質疑]

<三宅議員>

募集した結果応募がなく、明日の第2回亀岡市地域包括支援センター運営協議会で事業者の選定について具体的に話を進めていくということか。

<高齢福祉課長>

明日の会議では、市が受託していただける可能性のある法人と協議を進めることについて、市に一任いただけないか協議をしたいと考えている。

(3) その他

・ 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例施行規則について

(事務局が資料に基づき説明)

・ 紙袋の共同購入事業に係る発注方法及び個別購入補助の手続きについて

(三宅委員が資料に基づき説明)

<並河委員長>

次回の常任委員会で、紙袋の発注状況や周知方法について理事者から説明を受けることとしてよいか。

—了—

・ こども宅食に関する提言について

(平本委員が資料に基づき説明)

<平本委員>

子どもの貧困対策の一つとして、全国でこども食堂が実施されているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、こども食堂を利用しにくい状況があり、国は新た

に寄付などで集めた食品などを届ける宅食事業を進めている。この事業について、国は補正予算を約31億円組まれており、予算がなくなった時点で事業は打ち切りになる。環境厚生常任委員会では、これまで子どもの貧困対策に関する提言を出し、子どもの権利条例を作り、子ども施策に積極的に取り組んでいる。亀岡市としても市長は子育てで憧れのまちという、子育てのしやすい環境整備を進めていることから、ここで諮っていただき賛同いただけるのであれば、委員会として市長に提言を出したいと思うがどうか。また、提言を行うのであれば、10月30日に開催される議会運営委員会でこの内容を報告した後に実施したいと思うがどうか。

<西口委員>

子どもの見守り強化や、周囲に知られない形の支援という新しい形の事業である。本当に困っている、人には言えないような家庭にも行き届く支援であるため、事業主体である自治体、亀岡市に提言するべきであると思う。

<長澤委員>

資料では寄付を財源としているような記載があるが財源はどのようになっているか。また、食材の確保の方法は。

<平本委員>

資料は補助金ができる前のもので、今までは補助金がなかったので、ふるさと納税などを財源としていた。食材については、食品メーカーの協力やフードバンクとの連携、実際に事業を進めているのは、NPO、社会福祉協議会や近隣では産婦人科などが実施されている。

<並河委員長>

このことについて、提言を行うこととしてよいか。

—了—

<並河委員長>

文言については、正副委員長に一任いただくこととしてよいか。

—了—

<並河委員長>

次回の委員会の日程を調整する。

(日程調整)

<並河委員長>

次回の委員会は11月11日(水)午前10時からとする。

散会 ～ 15:36